

②防犯灯設置助成金制度のお知らせ

笠間市では、夜間における犯罪を防ぐため、行政区や班で管理する防犯灯の新設や器具交換等の工事費用の一部を助成しています。

助成対象 行政区や班で電気料・維持費を負担し、公道に設置するもので、次のいずれかに該当する場合。

- ①新たに防犯灯を設置する
- ②老朽化した防犯灯を交換する
- ③既存防犯灯を移設する
- ④自動点滅器を交換する

助成額 工事費の2/3で1基あたりの上限は16,000円(千円未満切捨)

※上記④のみ2,000円で①②③との併用不可

申請方法 行政区長を通して申請

受付期間 随時

問 市民活動課(内線134・135)

③秋の全国交通安全運動を実施

9月21日(月)から30日(水)までの10日間、「**気をつけて! あなたの帰りを待つ家族**」のスローガンのもと、秋の交通安全運動が実施されます。

交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として昨年「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。

交通ルールを守り、交通事故に注意して、交通事故死者数を減少させましょう。

問 市民活動課(内線134・135)

④都市計画法に基づき、茨城県知事から事業認可が決定されました

事業認可路線 都市計画道路「岩間駅東大通り線(延伸部)」 **事業認可日** 平成21年8月6日

事業施行期間 平成28年3月31日まで **事業地** 笠間市吉岡・土師・押辺地内

本年度から平成27年度にかけて測量や各種調査を行いながら、道路を新設します。この道路が開通すると、国道355号バイパス方面から新設される岩間駅東口へ直接車両の乗り入れが出来るようになり、アクセス性が向上します。事業施行期間中、付近にお住まいの方には、ご理解とご協力をお願いします。

①事業認可は、都市計画道路の整備に着手するため、都市計画法で定められた措置です。

②事業地内において、建築物の建築等について制限される場合がありますのでご注意ください。

③事業認可関係図書を、岩間支所道路整備課・本所都市計画課で閲覧することができます。



問 岩間支所道路整備課(内線73113・73114)

⑩平成22年度文化活動事業費助成の募集

茨城県内で行われている県民の皆さんの自主的で個性的な文化活動を支援するため、文化活動を行っている団体または個人の発表活動等の事業費の一部を助成します。

対象者 次の①～③すべてに該当する団体または個人

①茨城県内に活動の本拠があり、団体(個人)住所が県内にあること。

②原則として一定の文化活動の実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。

③団体の場合は、定款や規約などを有し代表者が明らかであり、会計経理が明確なうえ、過去の決算書を提出できること。

※営利活動を目的とする団体等は除く

対象事業

①活動成果発表事業

自ら行う常日頃の文化活動の成果を発表するもの。ただし、特定の会員、クラブ、教室等に係る事業は原則として対象になりません。

②各種大会等参加事業

全国大会、関東大会等での成果発表事業で、県代表もしくはこれに準じた資格で参加するもの。国際事業等で、相手国から正式な招待を受けたもの。

③文化活動団体備品整備事業

文化活動団体がその文化活動に必要な伝統・郷土芸能用具、楽器等の備品を購入または修理をするもの。

④刊行物発刊事業

文芸作品、郷土史、伝説、動植物等、郷土の研究に関するもので、地域の特色ある文化を取り上げ、地域の文化・学術の発展に寄与するもの。

⑤その他特に必要と認める事業

①～④以外の活動で、地域文化の振興に寄与する事業

助成金 対象経費の2分の1以内(国際文化交流事業は3分の1以内)で、50万円を限度(予算の範囲内)とします。

対象事業の実施期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日の間に実施する事業

応募期限 平成22年1月29日(金)必着

応募方法 申請を希望される場合は、事務局まで電話・FAX等によりご連絡ください。申請書等の様式をお送りします。申請書等の様式は、(財)いばらき文化振興財団ホームページからもダウンロードできます。

申・問 (財)いばらき文化振興財団 Tel 029-305-0161/FAX 029-305-0163 ※土日・祝日を除く。
ホームページ <http://www.icf4717.or.jp/>

⑪「歯周疾患検診」再募集

歯周病は単なる口の病気ではありません。糖尿病・心臓病・肺炎・骨粗しょう症など、全身の健康とも関係している疾患です。また、喫煙習慣のある人は歯周病になりやすいことがわかっています。

自分の口の中の状態を把握するためにも、特に今まで受診する機会がなかった方は、この機会に受診しましょう。

対象者 市内在住の40～70歳(昭和14年4月1日から昭和45年3月31日生まれ)で、現在通院(治療)していない方

検診期限 平成22年1月31日(日)

実施場所 市内歯科医院(要予約)

検診料金 500円

☆受診を希望する人は、実施通知書(問診票)を送付しますので、友部保健センターまでご連絡ください。実施通知書(問診票)を持参の上、受診してください。

☆現在治療中の方は、治療終了後、検診期限までに受診してください。

申・問 友部保健センター Tel 0296-77-9145